

# 緩和ケア病棟入退棟基準

対象：

悪性腫瘍の診断を受けており、悪性腫瘍に伴う身体的、精神的苦痛があり、緩和医療を必要と診断された患者

入棟基準

- ・悪性腫瘍と診断されていること
- ・悪性腫瘍に伴う身体的、精神的苦痛があること
- ・本人、およびその家族が緩和ケア病棟について理解し、緩和ケア病棟への入院を希望していること

- ・原則として、本人が病名・病状を理解していること

(入院適応とならない場合)

- ・悪性腫瘍による苦痛症状がない場合
- ・介護が主たる入院の目的となる場合（レスパイト入院を除く。7～10日）
- ・本人が入院を希望していない場合（本人が意思表示を出来ない場合も含む）
- ・徘徊、大声、暴力等、患者さん本人の安全が保てない、あるいは他の入院患者さんの安静が保てない場合
- ・抗癌剤等による癌治療を終えた直後で、抗癌剤による副作用が症状の原因と考えられる場合
- ・人工呼吸器を装着している場合や、透析、定期的な輸血を必要とする場合

退棟基準

- ・本人またはその家族が退院を希望されたとき
- ・悪性腫瘍による症状が緩和され、病状が安定したと判断されたとき
- ・悪性腫瘍の縮小、または治癒を目的とした治療を希望されるとき
- ・悪性腫瘍以外の疾患で、その治療を優先する必要性が生じたとき